

豊中市地域生活支援拠点等事業 運営ガイドライン

令和8年（2026年）1月版

目次

1 地域生活支援拠点等の概要	2
(1) 地域生活支援拠点等とは	
(2) 地域生活支援拠点等の機能	
(3) 整備の方法について	
2 地域生活支援拠点の具体的な機能について	3
(1) 相談	
(2) 「緊急時の受け入れ・対応」機能の具体的な内容	
(3) 「体験の機会・場」機能の具体的な内容	
(4) 「専門的人材の確保・養成」機能の具体的な内容	
(5) 「地域の体制づくり」機能の具体的な内容	
3 緊急時の対応について	6
(1) 「緊急の事態等」の定義	
(2) 地域生活支援拠点等コーディネーターの配置	
(3) 事前登録について	
(4) 障害者緊急時支援事業について	
4 地域生活支援拠点等の事業所登録について	8
(1) 地域生活支援拠点等事業所の登録	
(2) 登録する事業所の要件等	
(3) 地域生活支援拠点等への登録により算定が可能となる加算	
5 様式集	12
・ 豊中市地域生活支援拠点等（緊急時の支援）事前登録（変更・廃止）申込書	
・ 豊中市障害者緊急時支援事業利用申込書	
・ 豊中市地域生活支援拠点等認定申請書	

1 地域生活支援拠点等の概要

(1) 地域生活支援拠点等とは

障害のある人の重度化、高齢化及び「親なき後」を見据え、障害のある人又は障害のある子ども（以下「障害者等」という。）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障害者等を地域全体で支えるための支援体制のことをいい、市町村が地域の実情に応じた創意工夫により整備することとされています。

求められる機能として、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり、の5つを柱としています。

(2) 地域生活支援拠点等の機能

① 相談

平時から緊急時に支援が必要な世帯を事前に把握したうえで、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援のコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

短期入所や居宅介護等を活用した緊急時受入体制を確保したうえで、介護者の急病や障害者等の状態変化等の緊急時の受け入れ・対応を行う機能

③ 体験の機会・場

病院や施設、親元からの自立にあたって、障害福祉サービスの利用やひとり暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアを必要とする者や行動障害を有する者等に対して、専門的な対応ができる体制の確保又は専門的な対応ができる人材を養成する機能

⑤ 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービスの提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(3) 整備の方法について

地域生活支援拠点等の整備には、事業を実施するために5つの機能を集約し、障害者支援施設等に付加した「多機能拠点整備型」と、既存の社会資源を活かしつつ、複数の関係機関が相互の有機的な連携体制の下で事業を実施する体制として「面的整備型」があります。

本市では、平成28年度（2016年度）に障害者総合支援施設「みずほおおぞら」の開設を機に、複数の事業を実施している強みを活かした多機能拠点整備型の地域生活支援拠点として事業展開してきました。今後は、地域生活支援拠点等の更なる充実・強化を図るため、コーディネーター配置による多機能拠点をハブとした更なる活用とともに、既存の市内の事業所同士のネットワーク構築を進める面的な体制の拡大による、「多機能拠点型」+「面的整備型」の「ハイブリッド型」で整備を進めていくこととしています。

2 地域生活支援拠点の具体的な機能について

① 相談

平時から緊急時に支援が必要な世帯を事前に把握したうえで、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援のコーディネート、相談その他必要な支援を提供します。

役割を担う主な機関	役割
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急時のサービス利用を調整します。 ●日頃の相談支援を通じて緊急時に支援が見込めない世帯等の把握を行い、緊急事態の発生を予防するための計画作成等調整を行います。(例えば、対象者に緊急時の対応方法について助言を行う、短期入所の体験利用の調整を行う等) ●相談支援事業所のみでは支援が困難な場合は、拠点コーディネーター又は障害者基幹相談支援センターに後方支援を依頼します。
基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じ、拠点コーディネーターや相談支援事業所等と連携して支援を行います。
拠点コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急時の支援が見込めない世帯の事前に把握、登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態に際し必要なサービスのコーディネートや相談等の支援を行いません。

② 「緊急時の受け入れ・対応」機能の具体的な内容

短期入所や居宅介護等を活用した緊急時受け入れ体制を確保したうえで、緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な支援を行います。

役割を担う主な機関	役割
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 基幹相談支援センター 拠点コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者から緊急の連絡を受けたとき、必要に応じ短期入所や居宅介護等のサービスの利用調整を行います。 ●緊急時の対応は、障害福祉サービスの利用に限らず、障害者等の状態に応じて、医療機関への入院など適切な対応を行います。 ●対象者が障害者支援区分の認定を受けていないなど、短期入所の利用が困難な場合は、障害福祉課（障害福祉センターひまわり）に対応について相談します。
短期入所事業所 訪問系サービス事業所 日中活動系サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> ●相談事業所等から緊急時の受け入れ・対応の要請があった場合、可能な範囲で対応します。

③ 「体験の機会・場」機能の具体的な内容

障害者支援施設等からの地域移行又は親元等からの自立を考えるきっかけとして、グループホーム等での宿泊体験、日中の活動の機会や場の提供を行います。

役割を担う主な機関	役割
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	●病院、施設からの地域移行や親元から自立したい等の相談があった場合、必要に応じてグループホーム等の障害福祉サービスの体験利用の調整を行います。
グループホーム 日中活動系サービス事業所	●相談支援事業所等から体験利用の要請があった場合、出来る限り協力します。

④ 「専門的人材の確保・養成」機能の具体的な内容

医療的ケアを必要とする者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対し、専門的な対応ができる体制の確保又は専門的な対応ができる人材を養成します。

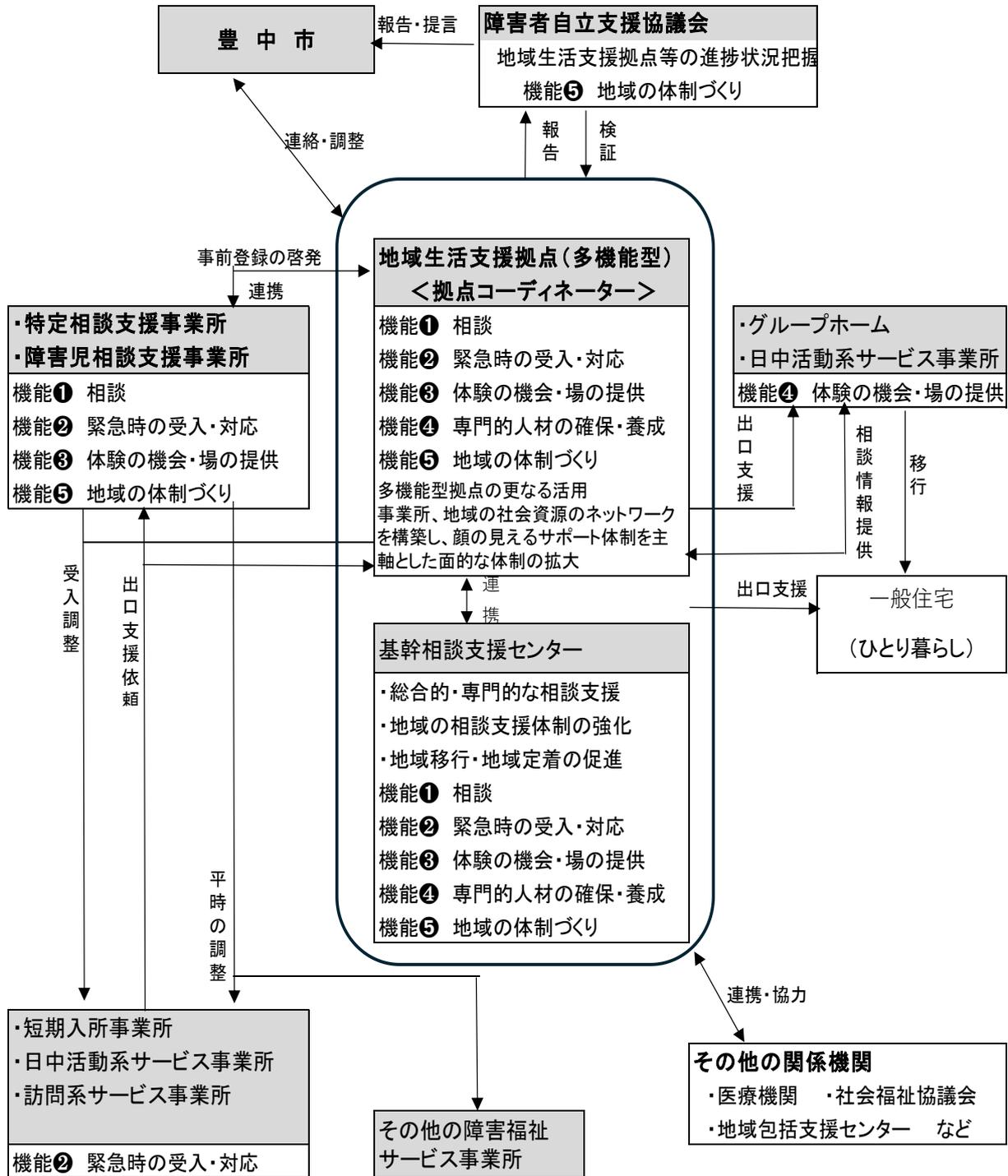
役割を担う主な機関	役割
障害者自立支援協議会	●協議会の各専門部会において、各種の研修を実施します。
基幹相談支援センター	●スーパーバイズ事業における事例検討を活用し、スキルの向上など人材育成を行います。
地域生活支援拠点(拠点コーディネーター)	●専門的な対応ができる人材育成のため、各種の研修を実施します。

⑤ 「地域の体制づくり」機能の具体的な内容

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。

役割を担う主な機関	役割
障害者自立支援協議会	●拠点等事業の運用状況について把握し、課題の検討を行います
地域生活支援拠点(拠点コーディネーター) 基幹相談支援センター	●地域の様々な社会資源を活用し、事業所同士のネットワークの構築を進め、障害者等を地域全体で支える体制づくりに取り組みます。

地域生活支援拠点等と各機関の機能・役割(イメージ図)



3 緊急時の対応について

(1) 「緊急の事態等」の定義

地域生活支援拠点等で対応する「緊急事態等」とは、

- ・ 障害当事者の状態像の変化等の理由により、安全が確保できないとき
- ・ 介護者の死亡や急な入院等の理由で、介護等を行うことが不十分、もしくは介護等を行う者がいないとき
- ・ その他、緊急に障害者の受け入れを行うことが必要と認める場合

※冠婚など計画的に実施されるものについては、緊急時には含めません。

(2) 地域生活支援拠点等コーディネーターの配置

(社福) 大阪府社会福祉事業団が運営する障害者総合支援施設「みずほおおぞら」を多機能型の地域生活支援拠点とし、拠点コーディネーターを配置しています。拠点等に求められる機能を効果的に推進していくため、面的整備を含めた地域の様々な関係機関等とのネットワーク構築や、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に備え、相談に応じるとともに、当該事態等の際に、短期入所探しなどの支援を行います。

(3) 事前登録について

緊急事態等の対応が円滑に進むよう、あらかじめご自身の状況などをお教えいただき、市及び地域生活支援拠点等コーディネーターが持つ台帳に登録させていただく「事前登録」を推奨しています。事前に教えていただいた情報をもとに、拠点コーディネーターが障害福祉サービス事業所等と連携し、緊急時に対応できる調整を行います。また、緊急時からの支援だけでなく、近い将来に緊急事態の発生が予見される場合など、緊急支援とならないよう事前に短期入所の体験など予防的観点からの支援体制を整えていくことも目的としています。

《事前登録の流れ》

① 事前登録の申込

事前登録をご希望の方は「事前登録申込書」を障害福祉センターひまわり（相談支援擁護係）に提出してください。



② 拠点コーディネーターによる聴き取り

申し込み後、拠点コーディネーターよりサービスの利用状況や医療・生活面での配慮事項など、緊急時に必要な支援内容の聴き取りを行います。



③ 登録の完了

申込書の情報及び聞き取った情報は、市（障害福祉課）及び拠点コーディネーター、事業者で共有。必要に応じて、緊急の事態等に備えた支援（障害福祉サービス利用の手続きの支援等）、緊急事態等の際に当該情報を活用します。

※収集させていただいた情報は、本事業に必要な範囲でのみ使用。

※事前登録は、緊急の事態等における支援を円滑に行えるようにするためのもので、コーディネーターによる支援を受けるにあたって必須のものではありません。

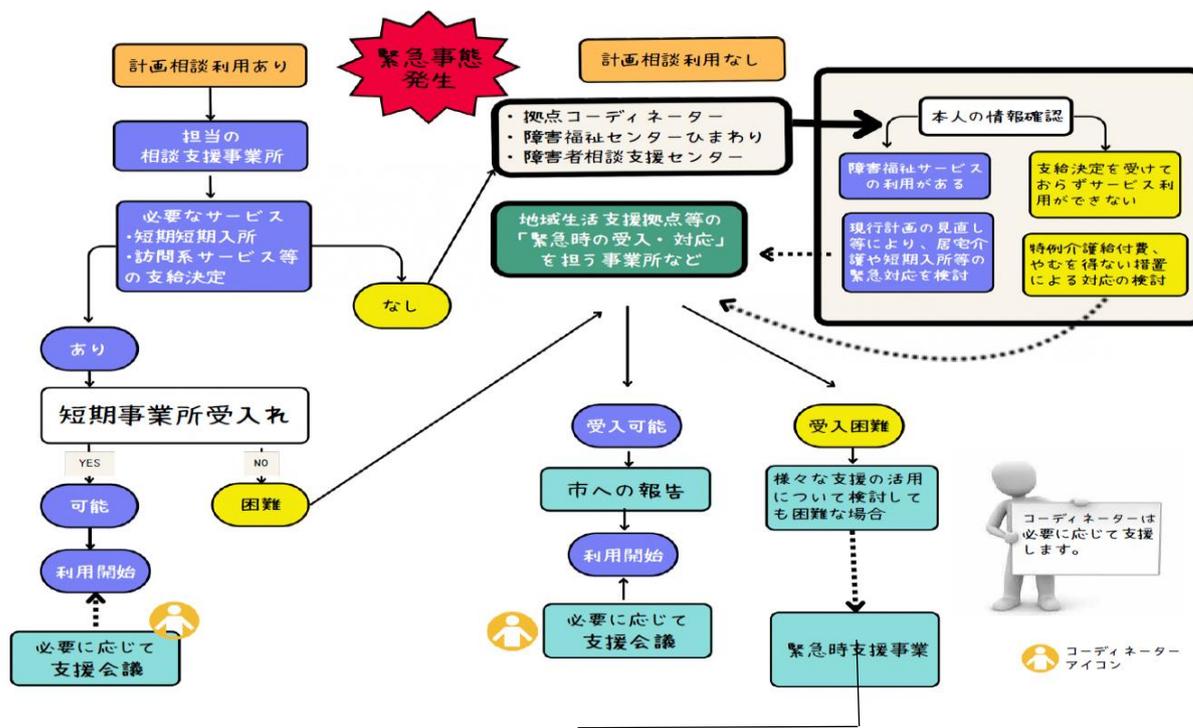
(4) 障害者緊急時支援事業について

緊急の事態等における受入・対応については、多機能型拠点である障害者支援施設「みずほおおぞら」の短期入所で受入対応を行っていますが、緊急時に満床の場合や様々な支援制度を活用しても対応が困難な場合を想定し、障害者緊急時支援事業を実施します。

○障害者緊急時支援事業の概要

介護されている方の急な入院や、障害者が急激な環境の変化等により一時的に在宅生活が困難となった場合などで、様々な支援制度の活用にはすぐにつながらない場合に、普段通り慣れている場所での対応や短期入所等の空いている部屋を活用し、当事者をよく知るヘルパー等を派遣することを可能とするなど、当事者に寄り添った障害特性に合わせた支援を行なうもの。

緊急時の流れ



【緊急時支援事業の流れ】

- ① 事前登録: 利用の可能性のある障害者は障害福祉課 (障害福祉センターひまわり) へ事前に申請 (※支援を円滑に行えるようにするためのもので、支援を受けるにあたって必須のものではありません)

緊急事態の発生 介護する家族等の入院等

- ② 地域生活支援拠点コーディネーターへ相談・連絡
コーディネーターは市とともに社会資源を調整



障害者緊急時支援事業

支援する人・場所等のマッチング調整

4 地域生活支援拠点等の事業所登録について

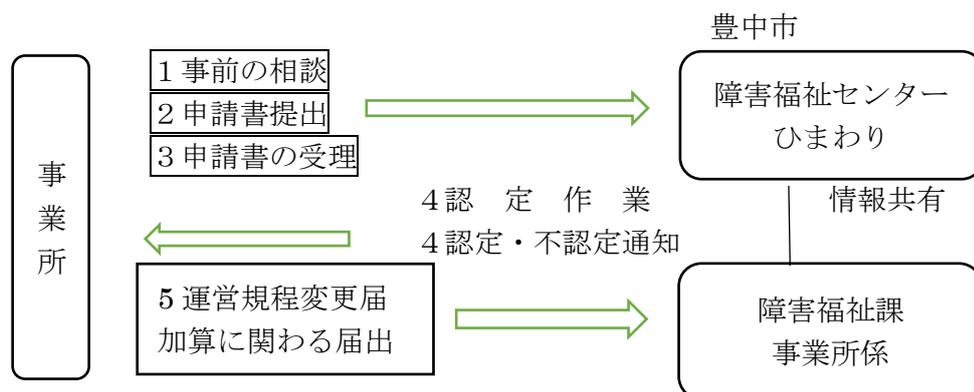
(1) 地域生活支援拠点等事業所の登録

面的な体制の整備には、地域の事業所等の協力や事業所同士の有機的な連携が必要です。地域生活支援拠点等の機能を担う事業所を市が登録認定し、必要な支援を行った場合に所定の加算の算定が可能（※）となりますので、地域生活支援拠点等の趣旨を理解いただき、下記の手続きにて登録をお願いします。

※ 地域生活支援拠点等への登録により算定が可能となる加算（P10～11）参照

*登録認定手続きの流れ

- 1 拠点等の機能を担う事業所としての登録を検討されている場合、事前に障害福祉センターひまわりにご相談ください。
- 2 拠点の各種機能のうち、実施する機能に係る内容を運営規程に規定してください。
- 3 下記の書類を市に提出してください。
 - ・豊中市地域生活支援拠点等認定申請書（様式第1号）
 - ・変更後の運営規程の写し
- 4 届出書類を受理後、認定作業を行い、結果を通知します。認定された事業所については豊中市地域生活支援拠点等認定簿（様式第4号）に登載し、登録完了となります。登録された事業所については、随時ホームページで公開していきます。
- 5 「運営規程の変更届」「加算届」を障害福祉課事業所係に提出してください。



(2) 登録する事業所の要件等

拠点等に登録する事業所は、可能な限り拠点等の機能を果たすために協力することとし、登録の要件は原則として次のとおりとします。

○ 全事業共通

- 当該事業を1年以上継続して実施していること
- 支援者レベルの検討会等へ積極的に参加し、自立支援協議会及び他事業所との連携が図られていること

○ 拠点等の機能を担う事業所となる場合の運営規程の記載例

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として申請する場合は各事業所の実態に応じて、実際に担う機能を記載して下さい。

以下の内容を参考に運営規程の追加項目を作成してください。

【運営規程の記載例】

その他運営に関する重要事項

(地域生活支援拠点等を担う事業所)

第〇〇条 事業所は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。（以下「法」という。）第77条第3項及び第4項）に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ及び対応

短期入所や居宅介護等を活用した緊急時の受け入れ体制を確保したうえで、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な支援を行う機能

(3) 体験の機会・場

① 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

② 地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用して体験の機会を提供する機能

(※ 担う機能に応じ、一方又は両方を記載。)

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアを必要とする者や行動障害を有する者等に対して、専門的な対応ができる体制の確保又は専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連絡体制の構築等を行う機能。

(注) 上記に示した運営規程は記載例であり、各事業所の実態に応じた規程とし、地域生活支援拠点等についての内容を理解した上で作成して下さい。

(3) 地域生活支援拠点等への登録により算定が可能となる加算

機能	対象サービス種別	加算名	単位数	概要（算定要件の詳細は留意事項通知を参照）
相 談				
	計画相談支援 障害児相談支援	地域生活支援拠点等相談強化加算	700単位/回	緊急支援が必要な事態が生じた者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整を行った場合に算定（利用者1人につき1月に4回が限度）
緊急時の受入・対応				
	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	緊急時対応加算	100単位/回 ※地域生活支援拠点等で連携担当者を配置 +50単位/日	個別支援計画に位置付けられていない訪問系サービスを、利用者又はその家族等の要請を受けてから24時間以内に行った場合に算定（月2回が限度）
	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型	緊急時受入加算	100単位/日	平時からの関係機関との連絡調整に従事する者を配置する事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合に算定
	短期入所 重度障害者等包括支援	地域生活支援拠点等である場合の加算	+100単位/日（地域生活支援拠点等の場合） +200単位/日（連携担当者を置き 医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者を支援した場合、更に加算）	短期入所のサービス利用の開始日に算定（緊急時の受入に限らない）
	自立生活援助 重度障害者等包括支援	緊急時支援加算（1）	711単位/日 ※地域生活支援拠点等で連携担当者を配置 +50単位/日	緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定
	地域定着支援	緊急時支援費（1）	734単位/日 ※地域生活支援拠点等で連携担当者を配置 +50単位/日	緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定

機能	対象サービス種別	加算名	単位数	概要（算定要件の詳細は留意事項通知を参照）
体験の機会・場の提供				
	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型	障害福祉サービスの体験利用支援加算	<ul style="list-style-type: none"> ・初日から5日目まで 500単位/日 ・6日目から15日目まで 250単位/日 ※地域生活支援拠点等で連携担当者を配置 +50単位/日	利用者の障害福祉サービスの体験利用に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助や利用日における昼間の介護等を行った場合に算定（15日が限度）
	施設入所支援	地域移行促進加算（Ⅰ）	120単位/日	施設障害福祉サービス計画に基づき、施設利用者の体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に算定
		地域移行促進加算（Ⅱ）	60単位/日	入所者に対して、指定障害者支援施設の職員が同行した上で、通所サービス又はグループホームの見学や食事体験等を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合に算定（1月につき3回が限度）
	地域移行支援	障害福祉サービスの体験利用加算	<ul style="list-style-type: none"> ・初日から5日目まで 500単位/日 ・6日目から15日目まで 250単位/日 ※地域生活支援拠点等で連携担当者を配置 +50単位/日	障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に算定（15日が限度）
		体験宿泊加算（Ⅰ）	300単位/日 ※地域生活支援拠点等で連携担当者を配置 +50単位/日	一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に算定（Ⅰ）及び（Ⅱ）を合計して15日が限度）
		体験宿泊加算（Ⅱ）	700単位/日 ※地域生活支援拠点等で連携担当者を配置 +50単位/日	夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に算定（Ⅰ）及び（Ⅱ）を合計して15日が限度）
専門的人材の養成・確保 地域の体制づくり				
	計画相談支援 障害児相談支援	地域体制強化共同支援加算	2,000単位/回	支援が困難な利用者に対して、相談支援専門員又は相談支援員と福祉サービスを提供する事業者の職員等が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要な説明及び指導等の支援を共同で実施するとともに、地域課題を整理し、協議会に報告を行った場合に算定（月1回が限度）

豊中市障害者緊急時支援事業利用申込書

年 月 日

(宛先) 豊中市長 様

次のとおり、豊中市障害者緊急時支援事業の利用を申し込みます。

また、利用者負担額を決定するために必要な場合は、所得及び世帯の状況等について調査することに同意します。

申込者	フリガナ			生年月日	年 月 日		
	氏名						
	居住地						
利用者の状況	障害種別	手帳の所持		有 ・ 無			
		身体障害者手帳		1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6			
		療育手帳		A ・ B1 ・ B2			
		精神障害者保健福祉手帳		1 ・ 2 ・ 3			
		難病等疾患名					
	他のサービスの利用状況	障害支援区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期限		
		利用中のサービスの種類、内容等					
同居の介助者	氏名		続柄	生年月日			
				年 月 日			
				年 月 日			
利用料負担額に関する認定	下記の区分の適用を申し込みます。 1 生活保護受給者 2 利用者本人及び配偶者が市民税非課税 3 利用者本人又は配偶者が市民税課税						

緊急時の支援を円滑に行うために必要な範囲において、本人及び支援者の個人情報、市が委託し支援の調整を行う地域生活支援拠点等コーディネーターと共有するとともに、コーディネーターが、市、障害福祉サービス事業所その他の関係機関から取得し、及び共有することに同意します。	同意の場合は <input checked="" type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>

豊中市地域生活支援拠点等認定申請書

豊中市長 様

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

豊中市地域生活支援拠点等事業実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	(フリガナ) 名称				
	主たる事業所の 所在地	(〒 -)			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
メールアドレス					
申請事業所	事業所番号		指定年月	年 月	
	事業所種別				
	(フリガナ) 事業所名称				
	事業所の所在地	(〒 -)			
	事業所連絡先	電話番号		FAX 番号	
		メールアドレス			
	拠点事業として 担う機能	<input type="checkbox"/> ①相談 <input type="checkbox"/> ②緊急時の受け入れ・対応 <input type="checkbox"/> ③体験の機会・場 <input type="checkbox"/> ④専門的人材の確保・養成 <input type="checkbox"/> ⑤地域の体制づくり			
開始予定年月日	年 月 日				
添付書類	<input type="checkbox"/> 運営規程(写し) <input type="checkbox"/> 認定基準を満たしていることが確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他()				